

高市環第2061号  
令和4年1月27日

高槻市環境・温暖化対策審議会  
会長 河野 公一 様

高槻市長 濱田 剛史

高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例施行規則の改正について（諮問）

高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例第48条(2)及び(5)の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

## 記

本市では、平成21年3月に「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」（以下、市条例という。）を制定し、工場・事業場への立入検査や事業者への指導など、市域における生活環境等の保全に取り組んできました。本市条例では、各種環境法令や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下、府条例という。）による規制に加え、水質や騒音・振動など、市域の特性を踏まえた規制を独自に定めています。

今般、大阪府において、府条例の制定から25年以上が経過していることから、近年の社会経済活動や環境の変化等を踏まえた規制内容の見直しを行い、府条例及び同施行規則を改正することとなりました。

これを受け、本市においても見直しを行った結果、以下の内容について市条例施行規則の改正を行うこととしたく、その内容について貴審議会の意見を求めます。

### （市条例施行規則改正の内容）

#### ①排水規制の改正について

- ・排水に係る臭気規制の見直し

事業場等からの排水に係る臭気規制を、悪臭防止法による規制へ一本化することに伴い、市条例施行規則の排水基準項目から臭気を削除します。

- ・排水基準に係る上水道水源地域の変更

上水道水源として安威川が対象外となったことから、市条例施行規則中の排水基準に係る上水道水源地域から、同河川を除外します。

#### ②特定建設作業における騒音等に係る規制対象作業の追加

解体工事等において苦情の多いスケルトンバケットを用いた作業を、特定建設作業における騒音、振動、粉じんに係る規制対象とするため、同作業を市条例施行規則に追加します。